

Title	江戸町名主の金融：大伝馬町名主馬込勘解由を事例として
Sub Title	Financial activities of town headman in Edo: the case of Magome Kageyu of Odenmacho
Author	高山, 慶子(Takayama, Keiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.2/3 (2008. 12) ,p.67(247)- 97(277)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20081200-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸町名主の金融

——大伝馬町名主馬込勘解由を事例として——

高山慶子

はじめに

一八世紀中頃以降の江戸には、一六〇〇～一七〇〇ほどの町に対して二五〇名前後の名主が存在した。江戸の名主については、草分（草創）名主をはじめとする出自や由緒⁽¹⁾、及び名主の職務や役割などの分析を中心に、研究が進められてきた。⁽³⁾これらに対して本稿は、名主の収入や金融などの経済的な側面に着目し、正規の職務とは異なる名主の一側面を明らかにしようとするものである。

名主の収入について、幸田成友氏は「江戸の名主について」の中で、名主の主な収入は自身が支配する町々が負担する役料であり、この役料収入があるために名主役が売買されることもあつたと論じた。⁽⁴⁾幸田氏は後の著作においても同様の点を指摘したが、その後、大伝馬町

（現在の中央区日本橋本町三丁目・日本橋大伝馬町）周辺の名主をつとめた馬込勘解由のご子孫の下に所蔵された史料の発見を通して、馬込勘解由が宇都宮藩と曾我野藩に対して、前者には慶応三年（一八六七）の時点で六万二六四二両、明治三年（一八七〇）には八万七九〇両、後者には明治四年（一八七一）時点で三三〇〇両という大金を用立てていたことを明らかにした。⁽⁶⁾宇都宮藩の八万両を超える借金には、元金だけではなく多額の利子が加算されていてと推定されるが、それでも近世後期の馬込勘解由の役料は、江戸の名主の中では最高額であるとはいえ年間一二二二両余に過ぎない。⁽⁸⁾役料が名主の主な収入であるとする従来の説明では、馬込勘解由がいかにしてこれだけの規模の貸金を行うことができたのかを理解することはできない。

この点について幸田氏は、名主としての役得、及び伝馬役を勤める関係で書状や荷物を依頼する諸家からの付け届けという収入が巨額に達したであろうと推定し、これらの非公式の収入が上記の大金の調達を可能にしたのであるうと述べている。⁽⁹⁾また吉原健一郎氏は、江戸の名主は金貸しを行つて収入を得ていたのではないかと論じている。⁽¹⁰⁾しかし両者はいずれも推論の域を出るものではなく、馬込勘解由の収入や金融をめぐる実態は不詳といわなければならない。

馬込勘解由が宇都宮藩の戸田家に貸金を始めたのは寛政期（一七八九～一八〇一）とされているが、その後の研究は、この時期の名主が経済的に困窮していたことを示している。片倉比佐子氏は、馬込勘解由と同様に伝馬役を兼帶した南伝馬町二丁目の名主である高野新右衛門の分析を行い、高野家は元禄・宝永期（一六八八～一七一二）には総計三〇〇〇両にのぼる土地を購入したが、安永期（一七七二～一七八一）以降は莫大な借金返済のために土地を手放すようになり、南伝馬町では居屋敷を所持するのみになつたことを明らかにした。⁽¹¹⁾また、加藤貴氏の研究では、寛政期の名主は自身が支配する町々から助力金・貸付金という形で経済的な援助を受けたこと、

そしてこの助力金・貸付金は寛政二年（一七九九）以後は行われなくなり、名主への町会所金貸付にとつてかわられたことが明らかにされている。⁽¹³⁾この名主への町会所金貸付については、伊東志津子氏が「町会所勘定帳」を分析し、文化八年（一八一二）には四二二口、天保七年（一八三六）には四六〇口の名主への貸付があつたことを指摘したが、⁽¹⁴⁾吉田伸之氏は、文政一〇年（一八二七）四月に大火による貸し替えを願い出た名主が一五四名であったこと、及び「町会所金貸附覚書」に一二五二名の名主が書き上げられていることを根拠として、文政期（一八一八～一八三〇）の末頃には名主のほぼ全員が貸付を受けていたことを明らかにした。吉田氏が典拠とした「町会所金貸附覚書」に記された「名主役料貸付願」には馬込勘解由も含まれており、この時期の名主の困窮は馬込勘解由も例外ではなかつたと考えられる。そうであるならば、馬込勘解由による大名戸田家への巨額の貸金がいかにして行われたのかについて、付け届けや役得、あるいは金貸しによる収入のみで説明することには疑問を呈する余地がある。

名主による金融については、近世前期では南伝馬町二丁目の高野新右衛門が、家質をとつて借金の肩代わりを

し、返済されない場合に土地を買い入れたことが指摘されており、近世後期には名主役を等閑にして金貸しを行い処分された名主が存在したことも知られている。⁽¹⁷⁾これらの事例をふまえれば、江戸の名主の中に金貸しを行っていた者が存在したことは明らかであるが、先に述べた馬込勘解由の場合、同人が関与した金融がいかなるものであったのか、事例に即した実態の解明が期待される。

そこで本稿では、東京都江戸東京博物館に所蔵された大伝馬町名主馬込家文書を用いて、馬込勘解由による金融の実態を明らかにする。この文書群は馬込家のご子孫の下に伝來したもので、かつて幸田成友氏が紹介した史料の中に、同じものが若干数ではあるが確認できる。⁽¹⁸⁾しかし幸田氏が示した史料の大半はこの馬込家文書には含まれておらず、同文書群には馬込勘解由や大伝馬町との関係を確認できない史料も混在している。⁽¹⁹⁾同博物館に収蔵されるまでに史料の散佚・混入が進んだものと推定されるが、本稿では残された史料を用いて可能な限り分析を行う。⁽²⁰⁾

一　来歴と身分

二五〇名前後の江戸の名主の中で、家康の江戸入り以

前から当地に居住していた、あるいは家康にしたがつて三河や遠江から移ってきたなどという由緒を有する名主は草分（草創）名主と呼ばれ、元文三年（一七三八）時点で二九名、天保二三年（一八四二）には二十四名が存在した。草分名主は江戸の名主の中でも特に格式が高く、近隣地域の名主同士で形成された名主組合とは別に、元文三年に草分名主組合をつくるなど、独自の結束を有したが、大伝馬町の馬込勘解由もその草分名主の一人である。⁽²¹⁾

一、私先祖伊東平左衛門儀、遠江国小天竜川馬込村郷士ニて罷在候所、權現様御幼年之節より年来御家人御同様ニ被為召仕、御陳宮之御道具兵糧駄荷之宰領被仰付、御場所迄之途中差障候者有之節は數度力戦仕、御奉公相勤來候所、天正十八寅年八月朔日、御入國之御供被仰付、江戸表え罷出、宝田村ニ住居仕、御伝馬役名主役被仰付相勤申候

宝田村之儀は當時之吳服橋御門内之辺と申伝候、慶長十一年、右為替地被下置候大伝馬町弐丁目當時住居仕候地所え引移申候

これは、文化一二年（一八一五）一一月に馬込勘解由⁽²³⁾が名主役とともに御が記した由緒書の一条目である。馬込勘解由の先祖は遠江国馬込村の郷士である伊東平左衛門で、家康が幼少の頃から召し仕え、戦陣の道具や兵糧の運搬を担つていたが、天正一八年（一五九〇）の家康の江戸入りに際してお供をするよう命ぜられ、江戸に移住したという。この由緒書の三条目には、同人の苗字について「伊東苗字馬込と相改候儀は、右平左衛門馬込村住居之者ニ付、御目通え被召候節は、馬込と御呼被為遊、御用之筋被仰付候」とあり、家康に呼ばれて御用を命ぜられるときには、当初から居所の馬込村にちなんで馬込と呼ばれたことが知られる。そして「元和年中大坂表より御凱陳^(陣)之節、遠州浜松宿於馬込橋御目見え被仰付、為御迎罷出候段、御満足被思召、以来地名ニ依て馬込と苗字名乗候様蒙上意、夫より馬込勘解由と相改申候」とあるように、元和元年（一六一五）に大坂の陣を終えて江戸に戻る途中、家康は遠江国の浜松宿の馬込橋において伊東平左衛門がお迎えに参上したことに満足し、以後は馬込の苗字を名乗るよう申し渡したとされる。馬込勘解由の由緒には、家康との深い関係を有する草分名主の特徴を容易に見出すことができる。

由緒書の一条目には、馬込勘解由が名主役とともに御伝馬役を仰せ付けられたとあるが、当初の伝馬役（道中筋伝馬役）を兼帶した名主には、馬込勘解由のほかに、大伝馬町の佐久間善八、南伝馬町の吉沢主計、高野新右衛門、小宮善右衛門が存在した。⁽²⁴⁾由緒書の五条目に「寛文八申年七月晦日御伝馬役之者五人、町御奉行渡辺大隅守様え被召出被仰渡候は、皆ガ刀之訴訟御老中え披露候得は、皆は代々御役儀勤、殊ニ諸国迄之御用大分勤候間、刀不差して成間敷候段被仰、刀御免許被成候」とある通り、彼らは寛文八年（一六六八）に老中から帯刀を認められている。⁽²⁵⁾また六条目には「例年正月三日御年頭兩御丸様え献上之品苗字相記、且又御老中様方若年寄様方え御年頭ニ罷上り候節、町御奉行様方御年頭五節句朔望御礼罷上候節苗字相記、都て御伝馬御用筋ニテ諸向え差出候書面之儀、古来より苗字相記差出来り申候」とあり、年頭御札や伝馬役を勤める折など、公の場において苗字を許されたことが知られる。⁽²⁶⁾さらに四条目には「町御奉行様御役附之節、（中略）町中惣名主共之最初ニ私「馬込勘解由（引用者注、以下同）」儀御目見え被仰付候儀、先格ニ御座候」とあり、新しい町奉行が就任した折には、馬込勘解由が江戸の名主の中でお目見えをするし

きたりとなつていたことも確認できる。以上より、伝馬役を兼帶する名主は苗字帶刀などの特權を認められており、その中でも馬込勘解由は江戸中の名主の筆頭であつたといえる。

馬込勘解由は初代の伊東平左衛門以来、代々にわたつて名主役と伝馬役を勤めたが、⁽²⁷⁾寛政四年（一七九二）から享和元年（一八〇一）の間は名主役と伝馬役を免ぜられた。この一件については、「町方改正ニ付、以来名主所持之地面より町入用小間割無不同可差出旨申渡候ニ付、伝馬入用共差出候心得ニ候處、伝馬入用名主役料割合は其方〔馬込勘解由〕地面相除、町入用計出銀致候様、地主共申聞候ニ付、（中略）地主共申旨ニ泥ミ利欲ニ迷ひ、不正之致方不埒ニ付、名主伝馬役取放押込申付候」とある。⁽²⁸⁾町入用の削減を企図した寛政改革期の町法改正の一環として、それまでは負担を免除されていた名主の所持地面に対して一律に負担が課されることになつたが、馬込勘解由はこの方針に背いて伝馬入用や名主役料を負担しなかつたために、処分を受けたのである。

同役の名主や支配町内の地主・家守による赦免の嘆願は容易には聞き入れられなかつたが、享和元年に至り、「勘解由姓平八儀右已來実体ニ相慎罷在、兩親えも孝心

仕候間、格別之儀を以跡名主役伝馬役共姓平八え可申付」として、息子の平八が名主役と伝馬役を勤めることが町奉行所から許された。⁽²⁹⁾この間の勘解由と平八については「取放被仰付候て最早十ヶ年ニ及び、外家業等も無之難義罷在候」、「當時暮方甚困窮仕候義とは乍申、平八義聊奢ケ間敷義決て無之、諸事相慎両親介抱學問已而仕」とあり、ほかの生業を営むことはなく、平八は両親の介抱と学問のみを行つていたという。暮らし向きは非常に困窮していたとあるが、名主役や伝馬役を免ぜられても生活を維持していた点には留意する必要がある。また、馬込勘解由が宇都宮藩主の戸田家に貸金を行うようになったのは寛政期といわれており、この謹慎期間に重なる点にも注目しておきたい。

二 土地の所持

馬込家の収入には、江戸の名主の中では最高額の名主役料と伝馬役に関する御継飛脚御扶持方米や四谷御伝馬金があり、このほかに所持地面からあがる地代店賃、名主としての役得や伝馬役にまつわる諸家からの付け届けなどの非公式の収入が考えられる。⁽³⁰⁾近世後期の馬込勘解由の名主役料は年間一二二兩余、御継飛脚御扶持方米

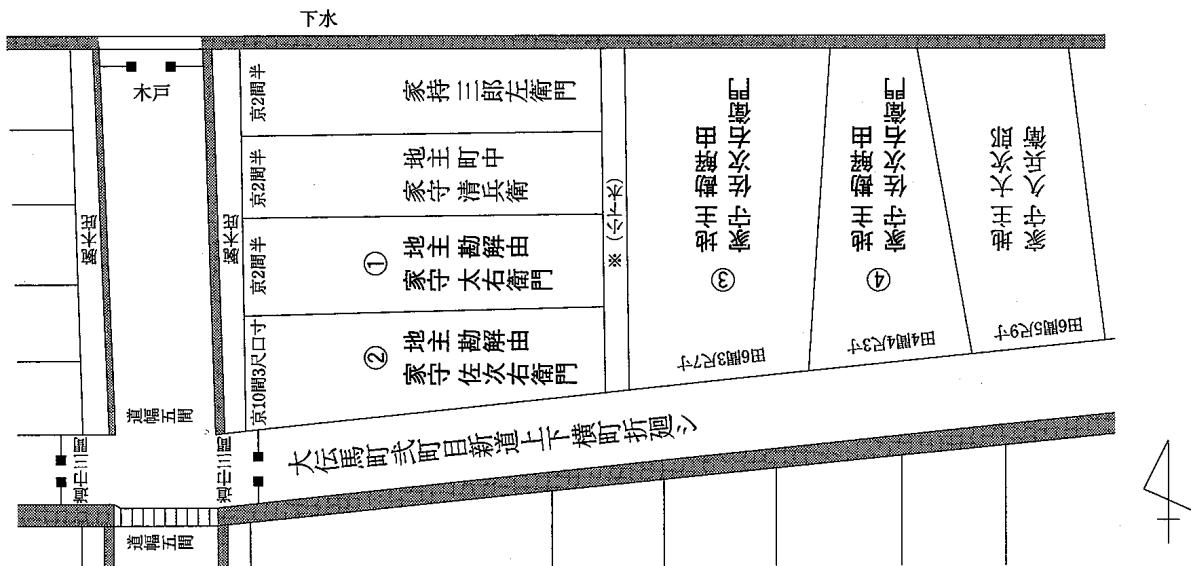
は年間一二石三斗六升でこれを大伝馬町と南伝馬町で二分したとあるから六石余、四谷御伝馬金は毎年七月に七四両余、一二月に七五両余を馬込家が受け取っていたといふ。⁽³¹⁾しかし、非公式の収入がどれほどあつたのかは不詳であり、馬込家の收支の全貌を明らかにすることはできない。そこで以下では、馬込家の経済状況を知る一つの指標となるであろう土地所持のあり方を検証する。

先にみた由緒書に「宝田村之儀は当時之吳服橋御門内之辺と申伝候、慶長十一年、右為替地被下置候大伝馬町式丁目当時住居仕候地所え引移申候」と記されていたよう、馬込勘解由の先祖は慶長二年（一六〇六）に宝田村から大伝馬町二丁目に移転した。この移転当初の状況について、寛保元年（一七四二）に通旅籠町の家主（家守）が馬込勘解由に宛てた証文には、「貴殿〔馬込勘解由〕之儀は、町人共御願申上、名主役御勤被成候ニは無之、町内草分ケ之節、貴殿御先祖繩張被成候砌より從^{平出}御公儀様被為^{次字}仰付候而、貴殿迄代々無恙御勤被成候」と記されている。詳細は不明であるが、「繩張」とあることをふまえると、馬込勘解由の先祖は大伝馬町二丁目の土地を押領し、当初から土地の差配に深く関与したと推定される。⁽³⁴⁾

馬込勘解由は大伝馬町二丁目だけではなく、大伝馬町一丁目、大伝馬塩町、通旅籠町、堀留町一丁目、堀留町二丁目、伊勢町を支配するに至るが、これらの内の伊勢町を除く町については、寛保四年（一七四四）に作成された沽券図が残されている。⁽³⁵⁾この沽券図を調べると、当時の馬込勘解由は大伝馬町二丁目に四筆、大伝馬塩町に二筆の計六筆の土地を所持したことが判明する。大伝馬町二丁目の四筆は、同町を東西に横切る本町通りから一筋北側にある大伝馬町二丁目新道に面しており、当該地の位置関係を「図1」、表間口・坪数・沽券金高を「表1」の寛保四年の欄にまとめた。

これらの大伝馬町二丁目の土地について、天保一三年に江戸で地代店賃引下りが出された折に、馬込勘解由の所持地面の内容と町屋敷経営の収支を報告した書面の控えには、②の地面について「草創地面ニ而沽券状無之」と記されており、②は草創地であったことが知られる。またこの報告書からは、同所に馬込家の住宅を兼ねた一六二坪の御伝馬御用取扱所が置かれたことも確認でき、名主の事務もここで行われたと指摘されている。①については「沽券金貳百両 寛保三亥年十一月十七日買求」と記されており、馬込勘解由が寛保三年（一七四三）に

〔図1〕 大伝馬町二丁目における馬込勘解由の所持地面



(注1) 本図は「(寛保沽券図)」(本文註(36))をトレースして作成したものである。

(注2) 表間口の「京」は京間、「田」は田舎間であることを示す。

(注3) ※印の箇所は、「(寛保沽券図)」では解読不可能であるが、「規定書之事」(本文註(41))では「小下水」とある。

購入した土地であることが知られる。⁽³⁸⁾ ②に隣接し、②とともに明治期まで所持し続けたことを考え合わせると(後述)、①は②が手狭になつたために買い足された土地とも推定される。

③と④は表間口が田舎間表示であり、元來は会所地であつた場所に新道が通されて成立した町屋敷であると考えられる。⁽³⁹⁾ 江戸で新たな町割りを行う際に、享保期(一七一六～一七三六)以降は田舎間が用いられるようになつたことをふまえると、③と④は享保期以降に成立したと理解できる。馬込勘解由の居所に近い土地であり、同人が会所地の開発にかかわった可能性もあるが、同所の成立事情は不詳である。

大伝馬塩町の一筆(「表1」)の⑤と⑥は、裏側が新堀に面した裏行一一間の土地である。両所の表間口も田舎間であり、町屋敷としての成立は享保期以降と考えられるが、沽券図には「此住居蔵地、元文四年未六月十三日、願之通住居蔵地ニ被仰付候、売券無御座候得共、町内売券積ヲ以、金高付ケ仕候、但町内諸入用不残相勤申候」と記されている。元文四年(一七三九)に住居や蔵として利用することが認められたとあるが、それ以前に売買が行われていなかことをふまえると、⑤と⑥は当初

〔表1〕馬込勘解由の所持地面

		寛保4年	天保13年	嘉永5年	明治5年	明治6年
		1744	1842	1852	1872	1873
大伝馬町二丁目	①	京2間半 49坪1合余 250両 勘解由	京2間半 49坪1合余 200両 馬込勘解由	11間半 —	2間4尺2寸5分 58坪6合7勺3才 150両 馬込彦一郎	— 265坪 1000円 馬込彦一郎
	②	京10間3尺□寸 184坪余 1050両 勘解由	京9間 184坪余 1500両※1 馬込勘解由	馬込勘解由	9間4尺5寸 197坪1合7勺4才 650両 馬込彦一郎	
	③	田6間3尺7寸 104坪4合余 657両 勘解由	—	5間半 — — 堺屋安右衛門	— — — 147坪7合7勺4才 600円 小暮安右衛門	
	④	田4間4尺3寸 85坪余 466両 勘解由	—	3間(+3間)※2 — — 大坂屋なを	— — — 103坪4才 500円 松沢台次郎	
	⑤	田28間 308坪 1960両 勘解由	—	—	—	— 322坪 700円 奥三郎兵衛
	⑥	田32間 352坪 2240両 勘解由	—	—	—	— 431坪8合8勺 800円 峯島ウメ

出典：寛保4年「(寛保沽券図)」(『新修日本橋区史』附録), 天保13年「(地代店賃引下方申上帳)」(幸田④論文)
 嘉永5年「規定書之事(大下水石垣普請につき)」(小津史料館所蔵), 明治5年「(沽券状下付願)」(幸田④論文)
 明治6年「沽券地図(第壱大区十四小区)」(東京都公文書館所蔵)

(注1) ①から⑥は便宜的に付けた番号で、①から④は〔図1〕の①から④に対応する。

(注2) それぞれの土地について、上から順に表間口、坪数、沽券金高、地主名を記した。

(注3) 表間口の「京」は京間、「田」は田舎間を示す。

(注4) 「—」は史料に記載がないことを示す。

(注5) 天保13年の②の沽券金高は1050両の可能性がある(本文註(40))(※1)。

(注6) 嘉永5年の大坂屋なをは、隣接する表間口3間の町屋敷を2筆所持した(※2)。

(注7) 馬込彦一郎は馬込家の11代目である(本文註(27))。

(注8) 年代によって表間口や坪数に若干の相違があるが、その要因は不詳である。

から馬込勘解由が所持していたと考えられる。

なお、寛保四年の沽券金高については、沽券図の①から④に「間口一間ニ付百両間」（但し①・②の表間口は京間、③・④は田舎間）、⑤と⑥には「間口一間ニ付七拾両間」（田舎間）とあり、それぞれの沽券金高は、この小間高に表間口を掛け合わせた金額にはほぼ相当することが確認できる。「表1」に示したこの沽券金高を合計すると、寛保四年に馬込勘解由が所持した土地の沽券金高は総計六六二三両となる。但し天保一三年の書面には、既述の通り寛保三年の①の購入値段は二〇〇両と記されており、寛保四年の沽券金高二五〇両とは差額があることをふまえると、この沽券金高は実際の売買価格とは異なる目安として理解する必要がある。

以上の通り、寛保四年の馬込勘解由は六筆の土地を支配町内に所持したが、このときから一〇〇年余を経た嘉永五年（一八五二）には「表1」の③と④は別の人物が所持しており、さらに後の明治六年（一八七三）には⑤と⑥も馬込家のものではなかつたことが判明する。
④も馬込家のものではなかつたことが判明する。これらの③から⑥の土地を馬込勘解由がいつ頃手放したのかは不詳であるが、先にみた天保一三年の書面の控えには、①と②のみが記されており、この時点で少なくとも③と

④は馬込家の下にはなかつたと考えられる。⁽⁴³⁾

嘉永五年に③の土地を所持していた堺屋安右衛門は、同七年（一八五四）に二〇〇両の御用金を幕府から課された浅草西仲町の者と確認でき、明治六年に⑤の土地を所持した奥三郎兵衛は、江戸時代には本材木町で生魚及び干鰯問屋を経営し、明治以降は深川堀川町で干鰯業と米穀・糠業を営む豪商であつたことが知られる。⁽⁴⁴⁾彼らがいつ頃これらの土地を取得したのかは不明であるが、馬込勘解由が手放した土地には町外の豪商の手に渡つたものがあつたといえる。

以上より、馬込勘解由は大伝馬町二丁目に移住した慶長一年頃に、同町の土地を拝領したと考えられるが、寛保四年には、自身の居所を置く草創地と、その隣りに買い足した一筆、及び享保期以降に会所地が開発されて町屋敷となつた二筆の計四筆を大伝馬町二丁目に所持し、大伝馬塩町の新堀に面した二筆を含めると、計六筆を所持したことが判明した。そしてこの後は、居所を置く草創地とその隣接地の一筆を残し、ほかの土地を手放すに至つたことも確認できた。一八世紀前半頃には土地を買いたり、新規に成立した町屋敷を所持するなど、所持地面を増やす傾向がみられたが、「繩張」を行つた移

住当初はより多くの土地を所持したとも推定され、江戸時代全体を通してみると、馬込勘解由の所持地面は

減少傾向にあったと考えられる。⁽⁴⁶⁾

なお、大伝馬町二丁目以外の土地所持の実態は不明であるが、後で述べる通り、馬込勘解由は天保一二年（一八四一）に①の土地を担保として、大伝馬町一丁目の小津清左衛門から二〇〇両を借用したことが知られる。⁽⁴⁷⁾明治期まで所持し続けることになる居所の隣接地を借金の担保としなければならなかつたということは、当時の馬込勘解由には①と②以外に所持する土地がなかつた可能性がある。また馬込家文書には、安政三年（一八五六年）に馬込勘解由が深川海辺大工町の土地を一三〇両で買い取った際の沽券状が残されているが、この文書には「不⁽⁴⁸⁾用」の朱印が押されており、当該地は後に売却されたと考えられる。この点に着目するならば、この沽券状は、馬込勘解由が積極的に土地の集積を行つた痕跡とみなすよりは、借金の質流れとして一時的に馬込勘解由の手に渡つたものという可能性がある。ほかに関連する文書がなく、これらは推論の域を出るものではないが、少なくとも現在残る馬込家文書からは、馬込勘解由が江戸市中の土地を集積して町屋敷經營を行つたという確証を見出

すことはできない。

三 貸金の特徴

馬込勘解由は寛政期から宇都宮藩主の戸田家に貸金を始めたとされるが、この戸田家による借金を含めて、馬込家文書に含まれる馬込勘解由宛ての借用証文をまとめたものが「表2」である。⁽⁵⁰⁾一八通の証文類のうち、大半は宇都宮藩の戸田家に関するものであり、本表の事例は馬込勘解由による貸金の一部に過ぎないと考えられるが、以下ではこの表をもとに分析を進める。

まずはこれらの利子についてみておくと、貸金の年利は六～一二%であったことが知られる。2の天保一五年（一八四四）と3の弘化二年（一八四五）については年利一〇%であるが、馬込勘解由以外の事例でも、宝暦一年（一七六一）に深川熊井町の名主理左衛門が旗本の渡辺外記に二五〇両を貸したときの利率は年利一〇%であつたことが確認できる。⁽⁵¹⁾また嘉永六年（一八五三）には、赤坂一ツ木町の名主八郎左衛門などによる不相応な金貸しが摘発されたが、その折に同人に対する寛大な処分を求めた嘆願書には「是迄貸付候金子取立方、全御触之通利足壹割之外余分之徳用受取間鋪」とあり、ここか

〔表2〕 馬込勘解由宛ての借用証文

表題(借金理由)	年代	借用人	宛名	金額	利率	資料番号
1 借用申金子之事 (旦那無拵要用)	文化14.12.- (1817)	松平縫殿頭内中根三平 ほか7名	馬込勘解由・ 奥村九郎兵衛	200両	年利12% (月25両につき1分)	99200572
2 借用申金子證文之事 (家業躰元手金差支)	天保15.12.- (1844)	新吉原揚屋町物八店借用 人なか、同勘助事辰五郎	馬込	20両	年利10% (月1両につき5分)	99200592
3 借用申金子證文之事 (難取続次第)	弘化2.8.- (1845)	借主高井縫之助、同人 実父證人吉永清助	馬込勘ヶ由	1300両	年利10% (年1000両につき100両)	99200595
4 借用申金子證文之事 (家業林仕方改にて 金方差支)	嘉永3.11.- (1850)	借用人河内屋要助		13両	年利12% (月25両につき1分)	99200598
5 借用仕金子證文之事 (堀割入用金)	安政4.12.- (1857)	戸田綏之助領分野州塙 谷郡高徳村庄屋半左衛門 ほか1名(間瀬和三郎 ほか2名の奥印)	馬込勘解由	46両		99200603
6 手形 (領分荒地開発入用)	安政5.3.24 (1858)	縣元吉	馬込勘解由	275両		99200605
7 借用仕金子證文之事 (田水堀割入用)	安政5.4.- (1858)	野州高徳村庄屋半左衛門	馬込勘解由	50両		99200606
8 一札之事 (西舟生村の舟修復・ 新規打立)	文久3.12.- (1863)	斎藤平作(林奉行國產方 入江金平ほか1名奥印)	馬込勘解由	500両		99200610
9 借用申金子之事 (一同借財累年難済)	文久3.12.- (1863)	元ノ添役平山左衛門 ほか25名(家老藤田弥 七郎ほか4名奥印)	馬込勘解由	500両	年利6% (月100両につき30匁)	99200611
10 借用申金子之事 (越前守勝手向要用)	元治元.9.- (1864)	戸田越前守内金奉行間 宮堅次郎ほか2名(鳥 居小八郎の奥印)	馬込勘解由	300両	年利12% (月25両につき1分)	99200612
11 借用申金子之事 (越前守勝手向要用)	元治元.9.- (1864)	戸田越前守内金奉行間 宮堅次郎ほか2名(鳥 居小八郎の奥印)	馬込勘解由	300両	年利12% (月25両につき1分)	99200616
12 借用申金子之事 (越前守勝手向要用)	元治元.9.- (1864)	戸田越前守内金奉行間 宮堅次郎ほか2名(鳥 居小八郎の奥印)	馬込勘解由	500両	年利12% (月25両につき1分)	99200613
13 借用申金子之事 (越前守勝手向要用)	元治元.9.- (1864)	戸田越前守内金奉行間 宮堅次郎ほか2名(鳥 居小八郎の奥印)	馬込勘解由	500両	年利12% (月25両につき1分)	99200614
14 借用申金子之事 (越前守勝手向要用)	元治元.12.- (1864)	戸田越前守内金奉行間 宮堅次郎ほか3名(家 老兼用入沢田五郎兵衛 の奥印)	馬込勘解由	500両	年利12% (月25両につき1分)	99200615
15 請取申金子之事 (御所替一条周旋方入用)	慶応元.11.- (1865)	山田彦助ほか1名(鳥居 小八郎ほか1名の奥印)	川村伝左衛門 ・馬込勘解由	1000両		99200617
16 借用申金子之事 (先代追々借用金返 済残分)	慶応3.12.- (1867)	戸田土佐守内金奉行平 山五左衛門ほか6名(家 老恒川七右衛門の奥印)	馬込勘解由	62642両		99200620
17 一札 (無拵入用)	明治3.2.- (1870)	有栖川宮役所・鎌田豊		銀30貫目	年利9.6% (利足月8朱)	99200624
18 借用申金子之事 (会計要用)	明治3.12.- (1870)	宇都宮縣会計掛広田少 属ほか1名(恒川権大 参事の奥印)	馬込彦一郎	2240両3分		99200626

出典：東京都江戸東京博物館所蔵の大伝馬町名主馬込家文書

(注1) 4と17は後欠で宛名不明であるが、馬込家文書に含まれる借用証文として、本表に加えた。

(注2) 16は旧来の借金を合算して1枚の証文にまとめたものである。

らは貸付の利息が年利一割（一〇%）と法令で定められていたと読みとれる。

しかし「表2」の1と4は年利一二%、大名戸田家への貸金も10と14は年利一二%であり、先にとりあげた年利一〇%の3は、後で述べる通り借主の証人（吉永清助）と貸主（馬込勘解由）が懇意の間柄にあつた「恩借」である。⁽⁵³⁾また、上記の赤坂一ツ木町の名主八郎左衛門を含む三名の名主も、表向きは一二%の利率で貸付を行つていてことが知られ、このときには「利金弐拾五両二付金壹分之積ニ候得共、事実ハ弐拾両ニ付壹分之利合」、「利金弐拾五両壹歩之積ニ而、事実ハ拾五両壹分之利合之由」などとあるように、年利一二%としながら実際はそれを上回る一五%や二〇%という高利で貸付を行つたことが問題とされている。これらの点を考慮に入れると、名主金融では一〇%を上回る一二%の利率が設定されることも少なくなかつたと考えられる。利率については事例が少ないため今後さらなる検討を要するが、市中一般の金融よりも低利であつたといわれる札差の公定利率と比較すると、「表2」の9・17は札差より低利、⁽⁵⁴⁾1・2・3は同率、4と10と14は札差の利率を上回つて⁽⁵⁵⁾いる。貸付対象が異なるため利子も一様ではないが、全

体的にそれほど高利ではないといつてよいであろう。

次に貸付対象に着目すると、馬込勘解由は大名の戸田家以外にも、1の松平縫殿頭、2の新吉原揚屋町の住民、3の高井縫之助などに貸金を行つていてることが知られるが、この点についても事例が限られており、馬込勘解由の貸付相手の全体像を明らかにすることは難しい。そこで以下では、貸金をめぐる事情を窺うことができるいくつかの事例に着目して分析を進める。

まずは「表2」の1について、文化一四年（一八一七）に馬込勘解由から一〇〇両を借りた松平縫殿頭は、三河国奥殿藩主（一万六〇〇〇石）の松平（大給）乗羨で、当時は幕府の大番頭であつた。⁽⁵⁶⁾馬込家の過去帳には、慶安二年（一六四九）に亡くなつた馬込家一代目の後妻が「松平縫殿頭女」（明暦二年〔一六五六〕没）、正徳五年（一七一五）に亡くなつたとされる三代目の勘解由は、馬込家の婿養子となつた「松平縫殿頭末子」であつたと記されている。⁽⁵⁷⁾松平乗羨の先祖で、正保三年（一六四六）に七〇歳で亡くなつた松平家当主の初代真次は縫殿助であつたが、統く一代乗次（貞享四年〔一六八七〕没）、二代乗成（元禄一六年〔一七〇三〕没）、三代乗眞（享保元年〔一七一六〕没）は、縫殿頭となつたことが

確認できる。⁽⁵⁸⁾ 初代真次の存生中に縫殿頭の受領名をもつ松平姓の者がほかに存在しない点も考慮に入れると、馬込家に入った後妻や養子の実家である松平縫殿頭は、松平乗羨の先祖と考えられる。以上より、1の金銭貸借はこの縁戚関係に由来する可能性があると指摘できる。

次に「表2」の3に着目するが、これは高井縫之助が馬込勘解由宛てた、弘化二年八月付けの一三〇〇両の借用証文で、縫之助の実父である吉永清助が証人となつて⁽⁵⁹⁾いる。この一件については、「高井一條手続書」と題された史料が残されている。⁽⁶⁰⁾ この表紙には「弘化四未年十一月廿日平内大隅殿へ書取遣す」とあるが、平内大隅とは幕府の作事方大棟梁の一人と確認できる。⁽⁶¹⁾ 子細は省略するが、本文の最後に「清助よりハ更ニ返金無之、必至と難義至極仕候間、何分御憐察御取計被成下度奉願上候」とあるように、この手続書は3の借用証文の証人である吉永清助からの返金が期限を過ぎてもないことを、馬込勘解由が平内大隅に嘆願して、相応の対応を求めたものと理解できる。⁽⁶²⁾ 吉永清助は実子を高井美濃の養子に入れ、高井縫之助として高井家を相続させたのであるが、この高井縫之助を借主とする借金の返済を平内大隅に訴えていることから、高井家は平内大隅配下の職人頭であつたと考えられる。⁽⁶³⁾

この一件は、「内藤家非常為手当金千三百両程、坂倉屋長左衛門方江預ケ有之、尤入用之節は兼而屋敷手元ニ所有之通帳持参仕候得は、長左衛門方ニ而割判仕、金子相渡候仕来之処、天保十二丑年中、吉永清助右通帳ヲ以預ケ金両三度ニ千両程受取、高井美濃江養子対談金之内江相渡候儀ニ御座候」とあるように、旗本の内藤家が札差の坂倉屋長左衛門に非常手当金として預けていた一三〇〇両のうちの一〇〇〇両を、吉永清助が高井家への養子対談金とするために無断で引き出したことから始まる。

一、清助江私「馬込勘解由」より多分之金子立替遣候義は、私義内藤隼人正内縁有之、同人御勘定奉行勤役中、近習役相勤申候、其頃吉永清助勝手用人相勤罷在、私義年若ニ付、外近習并ニ致置候而は身持も自然相崩候哉ニ而、隼人正より申付ニ而、清助宅ニ而喰事致、衣類同人方江差置、同居は不致候得共、足懸凡三ヶ年程之間、世話相成、尤其時ニ隼人正より手当は勿論、私よりも相当之挨拶致、退身仕、夫より六七年相立、天保十三寅年春中、右引負一条露顕仕、清助身分ニ取、不容易場合ニ罷成、同人より

一向乞命被相頼、懇意之間柄不得止事候ニ付取扱遣、追而縫之助江家督被仰付候ハ、猶早速養子仕、右土産金ヲ以引負為償候筈ニ、其砌私方江一札取置、私より内藤家江歎願仕、右之金子引受償候筈ニ取極事済候処（後略）

これは「高井一条手続書」の中で、馬込勘解由が吉永清助の引負金の返済に関与した事情が記された箇所である。馬込勘解由は内藤隼人正と内縁の関係にあつたとあるが、この内藤隼人正は、文政一二年（一八二九）から公事方勘定奉行、天保九年（一八三八）以降は勝手方勘定奉行を勤め、天保一二年の在職中に亡くなつた内藤矩佳である。⁽⁶⁵⁾いかなる内縁関係であったのかは不詳であるが、馬込勘解由は内藤の勘定奉行在職中に同人の近習役を勤めたことが知られ、このときに吉永清助は内藤の勝手用人であつたことも判明する。旗本の用人には、役職に応じた公務を担う者と、財政面を中心に家政向きを担う用人が存在したと理解されるが、当該期の武鑑に記された内藤矩佳の用人に吉永清助の名前は確認されないところから、吉永清助は家政向きを担当する用人であつたと考えられる。⁽⁶⁷⁾まだ若かつた馬込勘解由は、内藤の申し付

けにより、同居こそしなかつたものの吉永清助に三年ほど衣食の世話になつたとあり、両者は懇意の間柄であつたことが知られる。そのため天保二三年に吉永清助の引き負いが発覚した際には、馬込勘解由が内藤家に嘆願し、まずは事をおさめたのである。

後略部分には「無是非家督済迄之処、長左衛門方より金子借受立替遣し為取続候義ニ御座候」とあり、馬込勘解由は札差の坂倉屋長左衛門から借金をする形で清助の引負金を立て替えたのであって、一〇〇〇両という大金は馬込勘解由が自弁できる金額ではなかつたことが知られる。先にみた通り、馬込勘解由はこの引負金を含めた清助からの返金がないために「必至と難義至極仕候」と訴えており、「表2」をみても3の一三〇〇両は決して安い金額ではなかつたといえる。以上より、この一三〇〇両の貸金は、馬込勘解由と吉永清助が懇意の間柄にあつたという事情による、通常より高額の貸金であつたと考えられる。

最後に、宇都宮藩の戸田家への貸金について検討する。馬込勘解由が戸田家に貸金を始めたのは既述の通り寛政期といわれるが、馬込家文書で確認できる借用証文は、安政四年（一八五七）以降のものである。元治元年（一

八六四）には九月と一二月という短期間に、10から14の計二二〇〇両を貸しているが、慶応三年の16の証文には「土佐守〔戸田忠友〕先代追々借用之金子返済残之分、

領知宇都宮領來辰物成米七千俵於江戸表可相渡極ニ而借用申處実正也」とあり、このときに累年の貸金が一通の証文にまとめられ、その総額は六万一六四二両に達したこと⁽⁶⁸⁾が知られる。

このように馬込勘解由に対する戸田家の借金総額は巨額であったが、馬込家と戸田家との関係を示す史料は借用証文だけではない。馬込家文書には、安政三年一二月、同四年一二月、同五年（一八五八）一二月付けの「請取申米之事」と題された史料があり、中神善右衛門・中川文蔵（安政五年は山本作右衛門）・久保山八郎が馬込勘解由に宛てて、「右〔米五〇俵〕は当辰〔あるいは巳・午〕年分積穀請取申処、仍如件」と記している。⁽⁶⁹⁾文久（慶応期（一八六一～一八六八）の「宇都宮藩分限帳」では、中川文蔵が二〇人扶持の勘定奉行、山本作右衛門が高一三〇石の武具奉行であることが確認できるが、彼らは毎年に五〇俵の米を馬込勘解由から受け取つており、馬込勘解由は戸田家に金を貸すだけではなく、藩士に米を支給していたことが知られる。

この点に関して、馬込家文書には「契約申一札之事」と題された史料がある。⁽⁷⁰⁾

此方勝手向之儀、去ル寛政八辰年より其御元皆式御引請、御世話ニ預り候処、追々定用之外入用多、年々勘定残り借銀相重り候ニ付、去戌夏勘定仕切之節より一式御引請之儀、被及御断、定用計御仕送り給り候定ニ而、収納米も其引当丈御支配被下候様に相成候段、此儀於道理は尤至極一言申分無之候得共、於此方甚差支ニ相成候、其訳は其御元ニも逐々御承知有之候通、此方之儀前以旧来之不勝手ニ而、弥ヶ申上無理成才覚も夥敷在之、何分取締り之手も附不申候処、其御元万端御引請御世話被下候ニより、夫を押立候而、諸事取メ候ニ付、上下一統氣伏いたし、如何躰之差図通も取凌キ候様に相成、年々ニ規則相立、實以往々相続之見渡も付キ候段、全其御元厚御取計御世話被下候故之儀に御座候（後略）

この文書は後半部分を欠いており、作成年代や差出人・宛名は不明である。また本史料の裏には継紙の箇所に三種類の押印があるが、「表2」の借用証文などの中

に一致する印章を確認できず⁽⁷²⁾、本史料の作成者を確定することはできない。しかし、この史料の冒頭には「此方」の「勝手向」の一切を寛政八年（一七九六）から「其御元」が引き受けたとあるが、「此方」を戸田家、「其御元」を馬込勘解由と解釈すると、馬込勘解由が寛政期から戸田家への貸金を始めたとする従来の説明とも矛盾しない。また「此方之儀前以旧来之不勝手ニ而、弥ヶ上無理成才覚も夥敷在之」という財政状況は、近世後期には悪化の一途をたどつた戸田家の財政状況と一致する。こうした内容からは、本史料を馬込家文書に混入したものと推定される馬込勘解由関係以外の文書とみなすよりは、馬込勘解由の下にあつた戸田家に關係する古文書と理解する方が妥当と思われる。⁽⁷³⁾

この理解の上に立つと、馬込勘解由は寛政八年以来、戸田家の財務（「勝手向」）一切を引き受けていたことにあつた吉永清助と近い関係にあつた点をふまえると、馬込勘解由も内藤家の財政に關与した可能性がある。また本稿では、馬込勘解由が勤めた伝馬役について十分に触れることはできないが、江戸の伝馬町は伝馬役運営のために多額の拝借金や助成金を受けており、伝馬町の名主や家持はその金を運用していたことが指摘されている。⁽⁷⁴⁾これらの点も考え合わせると、馬込勘解由は高い財務能力を有し、金融に精通していたと考えられる。

以上、本節の分析からは、馬込勘解由の貸金の相手には、縁戚関係や懇意の間柄といった個人的な関係を有する者が含まれたこと、及び馬込勘解由は高い財務・金融繰りを重ね、対策の施しようがなくなつていたところ、「其御元」が一切を引き受けて世話をしたことにより、

能力を有したことが明らかになった。貸金の利率については分析可能な事例が少なく、さらなる検証をするが、

それほど高利ではなかつたとみてよいであろう。馬込勘解由はこうした金融活動を通して一定の利益を得ていたと考えられる。

四 豪商との関係

馬込家文書には、馬込勘解由の貸金だけではなく、借金に関する文書も若干ではあるが残されている。ここではそれらの史料などをもとに、馬込勘解由の借金や豪商との関係について検討を行う。

まず以下に示す史料は、天保一二年一一月に小津清左衛門の店支配人である藤兵衛が馬込勘解由に宛てた「證文之事」⁽⁷⁵⁾の本文である。

一、大伝馬町弐丁目北側西横町北角より三軒目、表京間武間半、裏行町並弐拾間有之沽券状壹通
右は貴殿御所持ニ候処、此度御要用ニ付、金子弐百両來ル寅年十二月迄御用立候処、右為証拠、前書之沽券状壹通被成御預ケ、慥ニ預り申所実正御座候、右金子御返済之節は此手形と引替、沽券状無相違御

返却可申候、為後日仍如件

小津清左衛門は、承応二年（一六五三）に大伝馬町一丁目に店を構えた伊勢松坂出身の紙商人である。⁽⁷⁶⁾嘉永四年（一八五二）頃の『諸問屋名前帳』では、紙問屋のかに繰綿問屋、（下り）鰹節問屋としても名を連ね、同七年の「江戸自慢持丸地面競」では一二二ヶ所の町屋敷を所持したとされる豪商である。⁽⁷⁸⁾

この証文に記された土地は、先にみた「表1」の①に相当するが、馬込勘解由は自分の居所に隣接する土地を担保として、小津清左衛門から二〇〇両を借りたことが判明する。馬込家文書に残る小津清左衛門に関する証文はこの一点のみであるが、現在も営業を続ける小津産業（社史刊行時は小津商店）の社史には「大伝馬町の町名主馬込勘解由家の文書には、嘉永六年に小津清左衛門から馬込勘解由が一千両を十三年割賦年三分の利息で借りていることが記されている」とある。⁽⁷⁹⁾小津清左衛門の金融については、馬込勘解由以外の者に年利一〇%で貸金を行つた事例が確認できるが、年利三%とはそれらの事例とくらべても、また先にみた名主による貸付の利息と比較しても低い利子である。馬込勘解由は有利な条件で

小津清左衛門から借金をしていたと指摘できる。社史の記述の典拠となつた史料は現在のところ所在不明であり、これら以外の史料も確認されていないため、小津家が馬込勘解由に貸した金額の総計などは不詳であるが、ここでは馬込勘解由が自分の支配町の豪商から借金をしていた事實を指摘しておきたい。

次に、馬込家文書の中で「請取帳」と「元利上納之通」と題された一冊の横半帳に注目する。⁽⁸¹⁾前者は表紙に「万延元年十一月始」とあり、冒頭には「元金五千両」を「申年十月六日預ケル」とある。利率については「壹ヶ月六歩ニ而利足、壹ヶ年三百六拾両、半年百八拾両」と記された箇所があるが、この帳面には万延元年（一八六〇）一二月から明治三年七月まで、毎年七月と一二月に一八〇両ずつを受け取っていたことが記されており、⁽⁸²⁾「請取帳」は五〇〇〇両を月利〇・六%（年利七・二%）で預けた（貸し付けた）際の利子の受取を記録したものと考えられる。

戌十二月十七日受取

一、百八拾両

内 七拾五両 大沢江渡

同 弐拾五両	木村江渡
同 弐拾五両	自分
同 五拾五両	大丸江返金
メ 右勘定相済	

これは「請取帳」の文久二年（一八六二）一二月の記載を例としてあげたものである。一連の記載の多くもこの事例に大差なく、半年ごとの利子一八〇両のうちの五五両を大丸に返金したとある。⁽⁸³⁾のことから、本帳面の作成者は大丸に借金をしていたことが読みとれる。⁽⁸⁴⁾

後者の「元利上納之通」は、明治七年（一八七四）一二月から同一〇年（一八七七）七月まで、一〇七〇で計五五〇〇九〇〇〇円の元金の利子を、毎年七月と一二月に受け取ったことを記した帳面である。この裏表紙に「下村店久世治兵衛・吉田茂兵衛、馬込様」とあることから、利子を支払っていたのが馬込惟長（当初勘解由、後に彦一郎、明治六年以降は惟長）、受け取っていたのが下村店であることが判明する。

この帳面では、七月と一二月に「右利子正ニ請取候也」として「下村正右衛門出店主 久世治兵衛」が押印しており、下村店とは下村正右衛門が経営した大丸屋と

判断できる。この点をふまえると、先にみた「請取帳」の大丸もこの下村家の大丸屋で、五〇〇〇両の利子の一部を大丸に返金していたのは馬込勘解由とみてよいであろう。以上より、「請取帳」は五〇〇〇両の利子の受取を馬込家の側で記録したもの、「元利上納之通」は数千円分の利子の受取を下村店（大丸屋）の側で記して馬込家に渡したものと理解できる。

下村家は、享保二年（一七一七）に京都伏見で大文字屋として創業した呉服商で、同一三年（一七二八）に大丸屋と改称し、寛保三年に江戸の通旅籠町に呉服店を開業した。⁽⁸⁵⁾『諸問屋名前帳』では、呉服問屋、白子組木綿問屋、繰綿問屋、糸問屋（慶応四年「一八六八」加入）に名を連ね、「江戸自慢持丸地面競」では九二ヶ所の町屋敷を所持したとされる。⁽⁸⁶⁾下村正右衛門は先にみた小津清左衛門と同様に、馬込勘解由の支配町に店を構えた他国居住の豪商である。

この下村家と馬込勘解由との関係について、「請取帳」には「大丸江返金」とあり、後者の「元利上納之通」でも利子を下村店に支払っていることをふまえると、馬込家は元金の五〇〇〇両、及び五五〇〇九〇〇〇円を下村正右衛門から借りており、前者の「請取帳」はそ

の五〇〇〇両をさらに他人へ預け（貸し付け）、その利子の一部を下村家への返済にあてたと考えることができる。下村家の側に残された安政七年（一八六〇）正月の「江戸店棚卸帳」には、「金銀出入」として「一二・一五〇〔銀一二貫一五〇匁〕馬込様嘉永五年十二月元金四五〇両利四朱」とあり、嘉永五年一二月に馬込勘解由が下村家から四五〇両を年利四%で借りたと読みとれる。⁽⁸⁷⁾この嘉永五年の借金と「請取帳」の五〇〇〇両との関係は定かではないが、「請取帳」の年利が七・二%であったことをふまると、馬込勘解由は下村家から低い利子で借金をして、それをより高い利率の貸金として運用するという金融を行っていた可能性がある。⁽⁸⁸⁾

この借金の運用について、馬込家文書には「戸田様御當用扣」、「戸田様御當用覚」と題された二冊の横半帳がある。両者には作成者が記されていないが、馬込家文書として伝來したことをふまると、これらの帳面は、戸田家の貸金の調達をめぐる金銭の出入りが、馬込家の下で記されたものと考えられる。帳面には「大丸分メ三千五百両」「〔大丸分〕は朱筆」、「大丸口九十匁」などとあるように大丸の名前が散見される。これらの帳面の詳細な分析は今後の課題としなければならないが、上記の

記載は、下村正右衛門からの借金が戸田家への調達金に充てられたことを示唆していると考えられる。

以上の馬込家文書で確認できる事例のほか、馬込勘解由は寛政元年（一七八九）には木綿問屋仲間から二〇〇両を借用し、卯年（年未詳）八月二八日には、馬込平八が大伝馬町一丁目の木綿問屋である川喜田久太夫から七両を借りたことも判明する。⁽⁹¹⁾ 小津清左衛門と下村正右衛門のほかにも、馬込勘解由が借金をした支配町の豪商は存在したと考えられるのである。

おわりに

本稿では馬込家文書を中心として、大伝馬町周辺の名主である馬込勘解由の経済状況や金融のあり方について、分析を行ってきた。各節の分析結果をふまえて、馬込勘解由の金融の特質をまとめておきたい。

馬込勘解由の経済状況について、第二節では居所の大伝馬町二丁目を中心とする土地所持の実態を分析した。その結果、馬込勘解由は一八世紀前半頃に、居所に隣接する土地を買い足したり、会所地の跡地や新堀に面した場所に成立した町屋敷を取得するなど、所持地面を増やす傾向がみられた。しかし江戸時代全体を通してみると、

大伝馬町二丁目の土地を拝領した慶長一一年から、新規に成立した町屋敷などを得て一時的に所持地面を増やした後、一八世紀後半以降に居所の草創地とその隣接地を所持するのみとなるまで、所持地面を減らしていくと考えられることが判明した。また現在残る馬込家文書からは、馬込勘解由が江戸市中の土地を買い集めて町屋敷経営を行ったとは考え難いことも指摘した。先行研究では、寛政期以降の江戸の名主は経済的に困窮していたと指摘されており、馬込勘解由も名主役料を引き当てにして町会所金の貸付を受けていたが、一八世紀後半以降に所持地面を減らしていくことを考え合わせると、近世後期の名主の困窮という状況は、程度の差はあるが馬込勘解由も例外ではなかつたと考えられる。

このように、馬込勘解由は江戸の豪商たちのような経済力を有したわけではなかつたが、そうした経済状況の中で金融活動を行っていた。第三節では馬込勘解由が行った貸金について分析を加えたが、そこでは既に知られていた宇都宮藩の戸田家だけではなく、奥殿藩松平家、新吉原の住民、高井縫之助などに対して金を貸していたことを明らかにした。貸金の実態については分析可能な事例が少なく、今後さらなる事例の発掘が期待されるが、

本稿で行つた第三節の分析では、馬込勘解由による貸金の年利は六〇一二%であり、それほど高利ではなかつたと考えられることを指摘した。馬込勘解由はこうした金融活動で一定の収入を得ていたと考えられ、同人が一〇年近く名主役と伝馬役を免ぜられても生活を維持できた要因の一つには（第一節）、この金融活動が背景にあつたと理解できる。

しかし第二節でみた経済状況を考慮に入れると、馬込勘解由に巨額の大名貸しを行うほどの経済的な余裕があつたとは考え難い。それでは馬込勘解由は大名戸田家に対する貸金をいかにして行つたのかに関して、第四節では馬込勘解由と豪商との関係を検証した。その結果、馬込勘解由は自身が名主として支配する町の豪商である小津清左衛門（大伝馬町一丁目）や下村正右衛門（通旅籠町）などから借金をしていたことを明らかにした。借金の詳細については不明な点も残るが、小津清左衛門からは年利三%という低利で二〇〇〇両を借りており、下村正右衛門の事例においても年利四%という低利の借金をしていたことを確認できた。そして下村正右衛門からの借金は、大名戸田家への貸金に充てられたと考えられる点も指摘できた。小津清左衛門からの借金が何に使われたかを示す史料は残されていないが、少なくとも下村正右衛門の事例をふまえると、馬込勘解由は支配町の豪商から借金をして、その金を大名戸田家への貸金に充てたという金の流れが浮かび上がる。

馬込勘解由と戸田家との関係については、第三節の分析において、馬込勘解由は戸田家に金を貸すだけではなく藩士に米を支給していたことが明らかになり、宇都宮藩の財務を引き受けた可能性があることを指摘した。また同節では、馬込勘解由は勘定奉行である内藤矩佳の近習役を勤めたことも明らかになった。馬込勘解由は高い財務能力を有して金融に精通していたと考えられ、自身には大名貸しを行うほどの財力はなかつたが、その財務・金融の能力を活かして、江戸の豪商の金を戸田家に調達するようになつたと理解できるであろう。

以上の分析結果からは、豪商の金が馬込勘解由を経由して大名戸田家に渡るというように、馬込勘解由自身に十分な経済力があつたわけではないが、馬込勘解由をして多額の金が動いた（流れた）という点に、馬込勘解由の金融の特質を求めることができると考える。馬込勘解由が豪商から多額の金を低利で借りることができたのは、豪商たちを支配する草分名主であつたことが関係し

たと推定されるが、こうした貸付金の調達は馬込勘解由の金融を支える重要な要素であつたと考えられる。第一

節でみたような由緒や特権を有する草分名主という立場が、資金調達をはじめとする金融活動にいかなる影響を与えたのか、あるいはいかなる意味を有したのかは、さらなる検証を行つていただきたい。また本文中でも触れた通り、先行研究では伝馬役の拝借金や助成金が幕府から馬

込勘解由などの伝馬町名主に下付された点が明らかにされているが、豪商からの借金以外のこうした金銭が、どれほど馬込勘解由に集まつたのかも今後の検討課題となるであろう。

一方、馬込勘解由の貸付対象には、同人が財政そのものを取り仕切つた可能性がある大名戸田家のほか、馬込勘解由と縁戚関係があつた松平縫殿頭や、懇意の間柄であつた吉永清助（借主は実子の高井縫之助）が含まれていた。こうした個人的なつながりをもつ人のほかに、いかなる人が馬込勘解由の金融を利用したのかについては、さらなる事例の蓄積につとめたい。また、馬込勘解由以外の名主については、深川熊井町の名主である熊井理左衛門が旗本の渡辺外記に貸金を行つていた事例に言及するのみであった。江戸の名主がどれほど金融に関与して

いたのか、一層の事例の発掘を行うことで、名主と金融との関係を明らかにしていただきたい。

〔付記〕本稿は、二〇〇八年六月二八日の三田史学会大会における報告（本稿と同題）をもとに成稿したものである。本報告の発表やその前後の調査に際して、貴重なご意見やご教示を頂いた方々に、謝意を表したい。

註

- (1) 中村孝也「江戸町方書上に就いて」（『史学雑誌』三〇一四、一九一九年）、三浦俊明「江戸城下町の成立過程——国役負担関係を通してみた町の成立について」（『日本歴史』一七二、一九六二年）、水江漣子「町名主」（西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻、吉川弘文館、一九七五年、後に「江戸名主の源流と系譜」と改題・改稿の上、水江著『江戸市中形成史の研究』弘文堂、一九七七年に収録）、東京都公文書館編『元禄の町』（都市紀要二八、片倉比佐子氏執筆、東京都、一九八一年）、吉田伸之「江戸・檜物町」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入门』II・町、東京大学出版会、一九九〇年）、高山慶子「深川熊師町の名主」（『人間文化論叢』六、二〇〇四年、後に同著『江戸深川熊師町の成立と展開』名著刊行会、二〇〇七年に収録）、同「江戸檜物町草分名主星野家文書について」（『東京都江戸東京博物館研究報告』一二、二〇〇七年）など。

(2) 幸田成友①「江戸の名主について」(『史学』二一四、一九二三年)、同②「江戸の市制」(『岩波講座日本歴史』一九三三年)、同③『江戸と大阪』(富山房、一九三四)、①は後に『幸田成友著作集』第一巻(中央公論社、一九七二年)、②と③は同第二巻に収録、東京都編『区制沿革』一名主制から区制への推移(都史紀要五、鷹見安二郎氏執筆、一九五八年)、南和男『江戸の社会構造』(塙書房、一九六九年)、吉田伸之『江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民』(『論集きんせい』二一、一九七九年、後に同著『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、一九九一年に収録)、吉原健一郎『江戸の町役人』(吉川弘文館、一九八〇年)、多田修「近世前期町方支配の開始と展開―江戸の名主の役割に注目して―」(『史報』五、一九八三年)、加藤貴「寛政改革と江戸名主」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四、一九八七年)、小國喜弘「幕末江戸周縁部の町・町名主に関する一考察―『辻氏御用留』の分析を中心にして」(『論集きんせい』二二、一九九〇年)、塙田孝「吉原―遊女をめぐる人びと」(高橋・吉田編『日本都市史入門』三・人、東京大学出版会、一九九〇年、後に塙田著『身分制社会と市民社会』柏書房、一九九二年に収録)、吉田伸之「名主」(同前『日本都市史入門』三・人)、鶴田啓「斎藤月岑日記」の幕末―外国人との関係の始まりを中心に(横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『日記が語る19世紀の横浜―関口日記と堤家文書』一、山川出版社、一九九八年)、小林信也「天保改革と江戸の名主」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、

二〇〇一年、後に小林著『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社、二〇〇二年に収録)、加藤貴「神田雑子町名主市左衛門と支配町」(『江戸の風景―江戸城築城から大江戸へ』千代田区立四番町歴史民俗資料館、一〇〇三年)、吉田伸之「おさめる・行政・自治―近世前期、江戸の名主を例として―」(大谷幸夫・羽田正・和田清美編『都市のフィロソフィー―都市とは何か、その本質』こうち書房、二〇〇四年)、小林信也「天保改革以後の江戸の都市行政―諸色掛名主の活動を中心にして―」(『関東近世史研究』五八、二〇〇五年)など。

(3) 以上のほか、名主の文化活動に着目した西山松之助「江戸の町名主斎藤月岑」(同編『江戸町人の研究』第四卷、前掲(1)、後に『江戸の生活文化』西山松之助著作集第三巻、吉川弘文館、一九八三年に収録)、牧野宏子「東海寺輪番僧たちの品川生活―永野又次郎宛書簡より」(『品川歴史館紀要』一五、二〇〇〇年)、丹野美子「江戸町名主斎藤月岑の地震記編纂―江戸東京博物館蔵『安政見聞誌』をめぐって―」(『東京都江戸東京博物館研究報告』一四、二〇〇八年)、名主の代替わりについて分析した南和男「江戸名主の代替りについて」(『國學院雑誌』八〇一―一、一九七九年、後に「幕末名主の代替り」と改題の上、同著『幕末都市社会の研究』塙書房、一九九〇年に収録)、名主組合の実態を検証した大野祥子「江戸における名主の性格とその意義―名主組合を中心にして―」(『論集きんせい』一四、一九九二年)などがある。

(4) 幸田①論文(前掲(2))。なお名主役料については、

加藤貴「名主役料からみた江戸の地域構造」(『歴史地理学』一二五、一九八四年)が分析を行つてゐる。

(5) 幸田②・③論文(前掲(2))。

(6) 幸田成友④「馬込勘解由」(『経済学研究』四、一九三

五年、後に『幸田成友著作集』第二巻、前掲(2)に収録)。

宇都宮藩は、安永三年(一七七四)の戸田忠寛の入部以降は戸田家が七万七八〇〇石を領した譜代藩である。慶応二年(一八六六)には戸田忠至(間瀬和三郎)に一万石を分知するが、このときの分知で高徳藩が成立し、同藩は明治三年に下総国に移つて曾我野藩となつた(『藩史大事典』第二巻・関東編、雄山閣、一九八九年)。

(7) 松好貞夫「金貸と大名」(弘文堂、一九五七年)、同

『金持大名貧乏大名』(人物往来社、一九六四年)では、宝暦九年(一七五九)から明和九年(一七七二)までに、大名の戸田家(当該期は島原藩主、安永三年に宇都宮に移封)が大坂の河内屋勘四郎から借りた金について、天保七年(一八三六)の勘定では元銀四五三貫余に対して利息がその約一〇倍の四三七五貫余であつたことが示されている。

(8) 「町々役料高書上」(『重宝録』卷十、東京都版第一、二〇〇一年)。

(9) 幸田④論文(前掲(6))。名主としての役得については、『元禄の町』(前掲(1))、吉田伸之「おさめる」(前掲(2))において、町屋敷売買などの折に支払われる礼金などが、名主に相当額の収入をもたらしたと論じられている。また『元禄の町』では、近世後期に名主が掛役

を勤めると褒美や手当を支給されたことも指摘されてゐる。しかしこれらの分析においても、礼金や褒美・手当が名主の収入全体のどれほどを占めるのかは明らかにされていない。

(10) 吉原著書(前掲(2))。

(11) 幸田④論文(前掲(6))。

(12) 『元禄の町』(前掲(1))。なお、高野新右衛門の多額の借金は、明和七年(一七七〇)に始まる隅田川の三俣築立事業で、伝馬役を勤める名主が多大な負担を強いられたことが背景にあつたと指摘されている。

(13) 加藤貴「寛政期江戸名主の経済状況」(日本史研究会編『日本史研究』文献出版、一九八一年)。

(14) 伊東志津子「江戸町会所の貸付金について」(『学習院史学』七、一九七〇年)。

(15) 吉田伸之「近世巨大都市の社会構造」(前掲(2)) 第二章「江戸町会所金貸付について」の補注一「名主役料引当貸付について」。

(16) 「町会所金貸附覚書」(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第三集二二五リール)。

(17) 「元禄の町」(前掲(1))。

(18) 川崎房五郎「江戸八百八町」(桃源社、一九六七年)、加藤論文(前掲(13))。川崎氏と加藤氏が取り上げた事例は、嘉永六年(一八五三)九月の「本材木町名主石之助外武人如何之風聞有之儀ニ付調」(『大日本近世史料市中取締類集』八、東京大学出版会、一九六九年)に記された、本材木町の名主石之助、本所林町二丁目の名主弥右

衛門、赤坂一ツ木町の名主八郎左衛門の三名による金貸しである。石之助の貸金総額は四〇〇〇両、八郎左衛門は三〇〇〇両にのぼり、弥右衛門は金貸しで所持地面を一〇筆余に増やすなどしたが、高い利息や過分の礼金をとつていたこと、さらには名主役を等閑にしたことが咎められ、名主役を退役させられた（但し退役後は悴が名主役を引き継いでいる）。

- (19) 「借用申金子之事」（東京都江戸東京博物館所蔵、大伝馬町名主馬込家文書、資料番号九九二一〇〇六一〇）は幸田④論文（前掲（6））の「一四」「慶応三年十二月借用證文」、「借用申金子之事」（九九二一〇〇六一六）は「一六」「明治三年十一月借用證文」に相当するほか、幸田④論文では後掲〔表2〕の12（あるいは13）、14、15の証文について触れられている（後掲（68）参照）。また、「〔町法改正掛名主精勤により苗字帯刀免許の申渡〕」（九九二一〇〇六二一）は「一二」「慶応四年四月十日申渡」と同内容と考えられるが、前者が三枚（堅帳の綴じがはずれたもの）で構成されているのに対し後者は「半紙仮綴二枚」とあり、枚数が合わない。
- (20) 東京都江戸東京博物館に収蔵される時点で、馬込家文書は八袋の茶封筒に入れられていたが、そのうちの二袋の表書きには「陸奥」、「信濃」と記されている。「陸奥」の封筒には弘前藩（津軽藩）関係とみられる文書が多く、「御剣術御道具帳」、「御甲冑御道具帳」などがあるが、表紙あるいは包紙のみのものも少なくない。「信濃」には「帳合御通」や「無尽花割帳」の表題をもつ帳面などがある。

り、坂木村などの地名もみられるが、点数は少ない。これら以外にも馬込家との関係を確認できない史料が含まれるが、伝来の経緯などは不詳である。

- (21) なお、大伝馬町名主馬込家文書は東京都江戸東京博物館の図書室においてマイクロフィルムによる公開が行われている。以下で馬込家文書を使用する際には、文書名と九九二〇で始まる八桁の資料番号のみを記す。

- (22) 草分名主については、前掲（1）の諸論文や前掲（2）の幸田氏の著作などで言及されている。なお吉原著書（前掲（2））では草分名主が一覧表に整理され、『中央区史』上巻（東京都中央区役所、一九五八年）、川崎著書（前掲（18））、高山「江戸檜物町草分名主星野家文書について」（前掲（1））では、草分名主組合についての記述がある。
- (23) 「大伝馬町馬込勘解由由緒書」（撰要集）一ノ上起立之部『東京市史稿』産業篇第四十八、東京都、二〇〇七年）。

- (24) 『元禄の町』（前掲（1））、『江戸学事典』（東京堂出版、一九八四年）「伝馬」の項目（片倉比佐子氏執筆）など。佐久間善八は、「佐久間善八儀は宝永年中子細不知、家断絶仕、其後馬込勘解由一手持ニ相成候」（『御府内備考』卷之六十二、雄山閣版第三巻、一六七頁）とあるように、宝永期（一七〇四～一七一一）に家が断絶したとされる。なお馬込家文書には、天明四年（一七八四）に地廻り米問屋の株の譲渡を受けた者として佐久間屋善八の名前が確認できるが（「一札之事」九九二一〇〇五六〇）、この佐久間屋善八が、かつて名主であつた佐久間善八といかな

る関係があるのかは不詳である。

称した。

(25) 但し由緒書には「其後町人帶刀之儀御停止有之、平日帶刀仕候儀差控候得共、御用筋之節は勿論之儀、旅行火事場都て非常之節其外婚礼葬礼等之節、只今「文化一二年(引用者注)」以帶刀仕候」とある。一般の町人による

帶刀の禁止は、寛文八年三月の時点で触れられていたが、天和三年(一六八三)二月には扶持を受ける御用達町人などの帶刀が禁じられた(『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、一〇五九、二八九〇～一八九二)。この由緒書の「其後」は天和三年以降と考えられるが、このとき以来、馬込勘解由を含む伝馬町名主の帶刀は、伝馬役を勤める折や非常時などに限られた。

(26) 江戸の町鑑ではすべての名主が苗字を有したことが確認できるが(『江戸町鑑集成』第一～五巻、東京堂出版、一九八九～一九九〇年)、名主を含む町人や百姓は、特別

の許可がない限り武士と対する公の場で苗字を名乗ることはできなかつた(石井良助『江戸時代漫筆』続、井上書房、一九六一年、後に『江戸時代漫筆』第二、明石書店、一九八九年などとして復刻、豊田武『苗字の歴史』中央公論社、一九七一年など)。

(27) 馬込家歴代の当主については、「(過去帳)」(幸田④論文、前掲(6)の(一)参照。なお馬込家の当主が勘解由の通称を用いたことが過去帳で確認されるのは三代目以下であるが、本文中では初代や二代目についても勘解由で統一表記した。また一代目は当初勘解由であつたが、後に彦一郎となり、明治六年(一八七三)以降は惟長と

(28) 「撰要永久録」御用留卷十二(『東京市史稿』産業篇第三十八、二二一～二二八頁)。

(29) 「享和撰要」(『東京市史稿』産業篇第四十四、四二六～四三一頁)。次の引用も本史料による。

(30) 幸田④論文(前掲(6))などを参照。

(31) 役料の金額は「町々役料高書上」(前掲(8))、その他は幸田④論文(前掲(6))。

(32) 馬込家の支出の実態も不詳であるが、伝馬役の負担は過重であったことが指摘されており(吉田伸之「役と町—江戸南伝馬町二丁目他三町を例として—」『歴史学研究』四七一、一九七九年、後に前掲(2)の吉田著書に収録)、『元禄の町』(前掲(1)など)、馬込家の支出も少なくなかつたと推定される。

(33) 「通旅籠町家主共徒党仕候儀ニ付誤連判証文」(九九二〇〇五四四)。なお通旅籠町は、明暦三年(一六五七)の新添江戸之図までは大伝馬町三丁目と記されている(『東京都の地名』日本歴史地名大系第一三巻、平凡社、二〇〇二年)。

(34) なお大伝馬町の名主には、宝永期頃までは、馬込勘解由のほかに佐久間善八も存在したが(前掲(24))、善八は大伝馬町一帯に大きな拝領地をもつていたといわれる(小津三百三十年史編纂委員会編『小津三百三十年のあゆみ』小津商店、一九八三年)。この点をふまえると、佐久間善八は大伝馬町一丁目、馬込勘解由は同二丁目の土地を所持した可能性があるが、土地所持をめぐる両者の関

係、及び両者が大伝馬町周辺の土地をどれほど所持していたのかは不詳である。

(35) 『安永二年小間附北方南方町鑑』上（東京都情報連絡室情報公開部都民情報課、一九九〇年）、「町々役料高書上」（前掲(8)）など。

(36) 「(寛保沽券図)」（新修日本橋区史）附録、東京市日本橋区、一九三七年）。本節における沽券図からの引用はすべて本史料による。

(37) 「(地代店賃引下方申上帳)」（幸田④論文、前掲(6)の〔四〕に収録）。

(38) 「(地代店賃引下方申上帳)」（前掲(37)）。但し幸田④論文（前掲(6)）の本文では、①の土地について「寛保三年二月に二百両で買入れた分」と記され、この沽券状も「寛保三年二月十七日」付けであつたと述べられている。よつて史料引用箇所の「寛保三亥年十一月十七日買求」の一月は二月である可能性がある。

(39) 玉井哲雄『江戸—失われた都市空間を読む』（平凡社、一九八六年）の第二部第二章の図4「日本橋北の町割復原図および京間・田舎間分布図」では、当該地を含む大伝馬町二丁目周辺の町割や京間・田舎間の分布が示されている。後述の田舎間採用の年代についても本書参照。

(40) 「(地代店賃引下方申上帳)」（前掲(37)）。なお本帳面では、②の沽券金高については「寛保度沽券絵図面平均沽券金高」として「千五百両」と記されている。しかし「(寛保沽券図)」には一〇五〇両とあり、表間口が京間一〇間三尺余で一間につき一〇〇両であるならば、計算値

もほぼ一〇五〇両となる。よつてこの「千五百両」は一〇五〇両である可能性がある。

(41) 「規定書之事（大下水石垣普請につき）」（小津史料館所蔵）。小津史料館では、江戸時代に大伝馬町一丁目に店舗を構えた小津清左衛門の史料が保存・展示されているが、本史料は調査当時、同史料館で展示されていたものである。

(42) 「沽券地図（第壹大区十四小区）」（東京都公文書館所蔵）。

(43) 「(地代店賃引下方申上帳)」（前掲(37)）。幸田④論文（前掲(6)）では本史料が部分的に紹介されているが、本文では「大伝馬町にある馬込家の所有地面は二口」と述べられており、③と④は既に馬込家のものではなかつたと考えられる。大伝馬塩町の⑤と⑥については、幸田④論文に言及はない。

(44) 「(嘉永江戸町人御用金上)」（「甲寅雜綴」十『日本財政經濟史料』卷五、財政經濟学会、一九二二年、八〇八頁）。

(45) 山寺清二郎編『東京商業會議所会員列伝』（聚玉館、一八九二年、一三一～三〇頁）。

(46) なお大伝馬町一丁目には早くから木綿商人が集住したが、同一丁目は一丁目とは異なり、多様な業種の商人が存在した（『東京都の地名』前掲(33)など）。馬込勘解由が住む二丁目の地主がいかなる者であつたのか、その全體像や変遷などは不詳。

(47) 「證文之事」（九九二一〇〇五九〇）。

(48) 「永代壳渡申家屋敷之事」（九九一〇〇六〇〇）。

(49) 幸田④論文（前掲(6)）。

(50) (49) 「表2」の4「借用申金子證文之事」（九九一〇〇五九八）と17「一札」（九九一〇〇六二四）は、後欠で宛名不明であるが、馬込家文書に含まれる借用証文として本表に加えた。

(51) 「証文之事（地頭要用のため金子借用につき）」（東京都江戸東京博物館所蔵、石井コレクション、九〇三七一一七一一一二）。渡辺外記（久龜）は上総国天羽・夷隅郡に一五〇〇石の知行地を有したが（『寛政重修諸家譜』卷第四百八十二、続群書類從完成会版第八、一九六五年、一三一〇一三四頁）、この証文は知行所の夷隅郡長志郷の名主と百姓代が熊井理左衛門（証文では「利左衛門」）に宛てたものである。本文には「右〔金二五〇両〕は上総国夷隅郡之内、長志郷御地頭渡辺外記殿要用ニ付、貴殿〔熊井理左衛門〕方より右之金子被致借用、返済之儀は右長志郷知行高式百拾三石之物成り之内ニテ、壹ヶ年米九拾俵宛被相渡候極ニ有之候ニ付、毎年十一月拙者共〔長志郷の名主・百姓代〕方より江戸深川熊井町河岸迄船積致、無相違相渡可申候、尤右利足金之儀は壹割之勘定を以、右九拾俵之儀、年々時之相場を以、元利金之内へ御引取可被成候（後略）」とある。

(52) 「本材木町名主石之助外式人如何之風聞有之儀ニ付調」（前掲(18)）。

(53) 「借用申金子證文之事」（九九一〇〇五九五）。

(54) 「本材木町名主石之助外式人如何之風聞有之儀ニ付

調」（前掲(18)）。

(55) 江戸の札差が貸付を行う際の利率は、株仲間結成時の享保九年（一七二四）に年利一五%とされ、後に一八%まで認められたが、寛政二年（一七九〇）に棄捐令が出された折には一二%に引き下げられ、天保一三年以降は一〇%となつた。札差については、北原進『江戸の札差』（吉川弘文館、一九八五年、後に『江戸の高利貸―旗本・御家人と札差』と改題の上、二〇〇八年に復刊）、『国史大辞典』第二二卷（吉川弘文館、一九九一年）「札差」の項目（北原進氏執筆）などを参照。

(56) 『文化武鑑』七（柏書房、一九八一年、三三八頁）、『藩史大事典』第四卷・中部編II東海（雄山閣、一九八九年）。

(57) 「（過去帳）」（前掲(27)）。なお幸田氏は、三代目勘解由が正徳五年に亡くなつてゐるのに対して、その先妻の没年が慶安四年（一六五一）であることを甚だ異例としている。四代目勘解由の没年が正徳二年（一七一二）であることもふまると、三代目の没年はより早い年代であつた可能性がある。

(58) 『寛政重修諸家譜』卷第十二（続群書類從完成会版第一、七六〇七九頁）。以下の縫殿頭についても同家譜による。

(59) 「借用申金子證文之事」（前掲(53)）。

(60) 「高井一条手續書扣」（九九一〇〇五九七）。この一件に関する史料引用や記述は、特に断らない限り本史料による。

(61) 『江戸幕府役職武鑑編年集成』第二八卷（東洋書林、一九九八年）。

(62) 本史料は「扣」であり、本文中に修正の跡がみられるほか、作成者が明記されていない。しかし3の借用証文（前掲(53)）で、馬込勘解由が吉永清助親子（証文の借主は息子の高井縫之助）に一三〇〇両を貸したことが確認できることから、本史料の作成者は貸主である馬込勘解由と判断できる。

(63) 嘉永二年（一八四九）以降の武鑑では、関八州鍛冶頭として高井縫殿助の名前が確認できる（『江戸幕府役職武鑑編年集成』第二九卷）。

(64) 坂倉屋長左衛門は片町組に属する札差と確認できる（『御藏前札差家業名題帳』国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第四集三四リール）。なお3の借用証文の金額は一三〇〇両であるが、馬込勘解由はこのときに清助が引き出した一〇〇〇両のほか、さらに別途三〇〇両を融通したことが確認できる。

(65) 内藤については、『柳當補任』二（大日本近世史料、東京大学出版会、一九六三年）などを参照。

(66) 宮地正人「幕末旗本用人論—江戸都市論に旗本社会をどう組み込むか—」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、一九九三年、後に同著『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年に収録）、石山秀和「旗本賄用人について—岩井村青砥（原）秀次郎を事例として—」（『袖ヶ浦市史研究』六、一九九八年）など。

(67) 武鑑に記載された内藤矩佳の用人は各年代三名ずつで、

横山平馬、森木□右衛門、斎藤文左衛門、星野利助、塚越三郎右衛門、中村喜十郎（喜兵衛）が確認できる（『江戸幕府役職武鑑編年集成』第二四～二六卷）。なお宮地論文（前掲(66)）では、幕末に長崎奉行を勤めた川村修就の下に、家老三名や用人三名などのほかに近習四名が存在した事例が示されており、近習も旗本の家を支えたことが知られる。

(68) 「借用申金子之事」（九九二〇〇六二一〇）。この借金の返済について、本証文では「来辰」（慶應四年、「一八六八」）の年貢米七〇〇俵を渡すとされているが、徳田浩淳『宇都宮の歴史』増補版（下野史料保存会、一九七〇年）では、毎年三〇〇〇俵の米を下野国河内郡の桑島と刑部から上がる年貢米で渡すと説明されている。両者の内容が異なる要因は不詳である。また幸田④論文（前掲(6)）では、この16以外の借用証文について、「證文として現存するものは元治元年九月付で五百両の證文一通、二百両の證文二通、同十二月付で五百両の證文一通あるのみ。（中略）別に一通、慶應元年丑年十一月付、川村伝左衛門馬込勘解由両名宛で金高は千両（後略）」と記されている。「表2」では元治元年九月付けの五〇〇両の証文は一通ではなく二通あり、二〇〇両ではなく三〇〇両の証文が二通あるなど、両者の内容には一致しない点があるが、その要因は不詳である。

(69) 「請取申米之事」（九九二〇〇六〇一、九九二〇〇六〇四、九九二〇〇六〇七）。

(70) 「宇都宮藩士分限帳」(徳田著書、前掲(68))。中神善

右衛門と久保山八郎は、この分限帳では確認できないが、安政三年九月付けの「借用申金子之事（宇都宮藩の町方溜講金借用証文）」では、神山蔵太・中川文蔵とともに連署・押印したことが確認できる（『栃木県史』史料編・近世二、炳木県、一九七六年）。

(71) 「契約申一札之事」(九九二一〇〇六四八)。

(72) [表2]の証文では、幕末の宇都宮藩政を支える間瀬
口三郎をはじめとして、家老や用いなごの印章が確認されて

和三郎をはじめとして、家老や用人などの印草が確認できるが、本史料の三種の印と同じものはみられない。戸

田家の当主では嘉永四年から安政三年までの藩主であつた戸田因幡守忠明の印章を確認できたが（「下野国宇都宮戸田因幡守仮養子願」）国立公文書館所蔵、多〇三一六

三五)、それとも一致しない。現段階では印章の主は不明であるが、宇都宮藩家中には江戸詰公務總裁とされる中老など(「宇都宮藩士分限帳」前掲(70))、「表2」の証文類にはみられない藩士もあり、戸田家の当主でも安政三年以降の藩主である忠恕と忠友の印章は不明である。「表2」にみられる押印と本史料の印章が一致しない点は疑問としなければならないが、本史料が馬込家文書として伝えられた点を重く見て、ここに提示した。

(2) 馬込家文書に混入したと推定される史料については、前掲註(20)参照。

(74) 吉田「役と町」(前掲(32))、『元禄の町』(前掲(1))など。『元禄の町』では、隅田川の三俣築立事業とも関連して、安永六年(一七七七)に一万両の貸付金を馬込勘定

解由が受け取ったことも指摘されている。

證文之事

〔77〕 〔76〕
『小津三百三十年のあゆみ』(前掲(34))。

(七) 一九六四年(農業統計年報) 第一四(國立農業試驗場)

(78) 「江戸自慢持丸地面競」(林英夫・芳賀登編『番付集 戊』上、柏書房、一九三三年)。本史料では「大てんま」。

小津清右衛門」とあるが、正確には清左衛門である。なお吉田伸之「施行と其日稼の者」（百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革』上、校倉書房、一九八〇年）後に前掲（2）の吉田著書に収録）では、これは一定の根拠に基づいた番付ではあるが、地面数には誇張もみられる。

(29) 『小津三百三十年のあゆみ』(前掲(34))。ると指摘されている。

(80) 常州小田野村の問屋源二郎が小津清左衛
〔八海三五三全のひり〕(前掲(3))

宛てた文政八年（一八二五）一二月付けの借用証文には、一〇〇両の借用について「御利足之儀は年壹割之利分」とある（「差出申一札之事」『中央区旧家所蔵文書—小津

(81) 「請取帳」(九九二〇〇六〇八)、「元利上納之通」(九二二〇〇六一七)。

(82) 但し最初の万延元年一二月については、元金の五〇〇〇両が預けられたのが同年一〇月六日であるため、受取額は八五両である。

(83) 但し明治元年(一八六八)一二月は「五拾^(五疊カ)両」新借利

分江入ル」(『新借』以下は朱筆)、同二年(一八六九)七月は「右同断」(朱筆)とあり、同二年一二月と同三年七月はこの項目の記載がなくなっている。なお、大沢と木村については不詳。

(84) なお帳末には「午年十一月より改メ、七月・十二月百両ツ、都合兩度ニ式百両ツ、年四歩之割ニ取極メ相渡し之事、請取書別帳ニ致ス」とあり、明治三年一二月以降は年利四%に改められている。

(85) 大丸二百五十年史編集委員会編『大丸二百五十年史』(大丸、一九六七年)。通旅籠町については、前掲註(33)参照。

(86) 『諸問屋名前帳細目』(前掲(77))、「江戸自慢持丸地面競」(前掲(78))。

(87) 「江戸店棚卸帳」(『大丸二百五十年史』前掲(85))。

(88) なお「請取帳」では、大丸に対する返金は半年で五五両、一年では一一〇両で、元金五〇〇〇両の二・二%に相当するが、これがいかなる取り決めに基づくものかは不詳である。

(89) 「戸田様御當用扣」(九九二〇〇六一九)、「戸田様御當用覚」(九九二〇〇六二三)。前者の表紙には「慶応元丑

年十二月改ル」、後者には「明治二巳年正月改ル」とある。

(90) 「大伝馬町長谷川木綿店古帳指引帳」第七冊(『東京市史稿』産業篇第三十三)。

(91) 「借用申金子之事」(紺野浦二『大伝馬町』学芸書院、一九三六年)。

〔補注〕宇都宮藩戸田家との関係について、「表2」15の借用証文の宛先には、馬込勘解由のほかに江戸の豪商で寛政元年から勘定所御用達を勤めた川村伝左衛門の名前が確認できる。戸田家は川村伝左衛門とも緊密な金融関係を有したことなどが指摘されているが(竹内誠「寛政改革と勘定所御用達」再論)(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四六年度)、戸田家、川村伝左衛門、馬込勘解由との関係については、今後さらに検討していきたい。